

自然科学研究機構岡崎共通研究施設計算科学研究センター規則

平成16年4月1日
岡共規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構組織運営通則（平成16年通則第1号。以下「通則」という。）第51条第1項第2号の規定に基づき設置された自然科学研究機構岡崎共通研究施設計算科学研究センター（以下「センター」という。）の組織運営に関し、必要な事項を定めるものである。

(設置目的)

第2条 センターは、センターの大型電子計算機システムを分子科学及びバイオサイエンスにおける大型計算等のために、通則第2条第1項第3号から第5号に規定する愛知県岡崎市に位置する機関（以下「岡崎3機関」という。）内外の研究者の利用に供するとともに、これに必要な研究開発を行い、岡崎3機関の研究に必要な計算を処理することを目的とする。

(職員)

第3条 センターに次の職員を置く。

- 一 センター長
- 二 教授
- 三 准教授
- 四 上席研究員
- 五 主任研究員
- 六 助教
- 七 助手
- 八 その他必要な職員

(運営委員会)

第4条 センターに、センターの管理運営に関する重要事項を審議するため、自然科学研究機構岡崎共通研究施設計算科学研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、岡崎3機関所長会議の議を経てセンター担当責任所長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。